

(例)基準単価30,000円の対象施設がポータブルトイレを購入した場合の基準単価・補助額について

	例 1	例 2	例 3	例 4	例 5	例 6
購入品目 及び 所要額	マスク 50,000円 ポータブルトイレ 10,000円	ポータブルトイレ 10,000円	マスク 50,000円	ポータブルトイレ 50,000円	マスク 50,000円 ポータブルトイレ 50,000円	マスク 10,000円 ポータブルトイレ 50,000円
所要額合計	60,000円	10,000円	50,000円	50,000円	100,000円	60,000円
基準単価	40,000円 (30,000円 + 10,000円)	40,000円 (30,000円 + 10,000円)	30,000円	45,000円 (30,000円 + 15,000円)	45,000円 (30,000円 + 15,000円)	45,000円 (30,000円 + 15,000円)
補助額	40,000円	10,000円	30,000円	45,000円	45,000円	45,000円

・短期入所系及び入所施設・居住系（※）の施設等がポータブルトイレを購入した場合は、ポータブルトイレ購入に要した実支出額の1,000円未満の端数を切り捨てた額と15,000円とを比較して少ない方の額を基準単価に加算する。

・事業所・施設ごとに、基準単価と対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を補助額とする。なお、補助額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

（※）短期入所生活介護事業所、短期入所療養介護事業所、介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、介護療養型医療施設、認知症対応型共同生活介護事業所、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅